

第三次鹿児島市交通バリアフリー  
道路特定事業計画・道路関係事業計画

令和5年3月

鹿児島市

## 1. 道路特定事業計画・道路関係事業計画

### (1) 事業計画作成の趣旨

これまで本市では、平成15年3月に「鹿児島市交通バリアフリー基本構想（～平成22年12月）」、平成24年3月に「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想（～令和3年3月）」を策定し、3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」において、道路への視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消等に取り組んできました。

この間、国においては、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が改正され、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等が定められました。

これら社会情勢の変化や国における対応等を踏まえ、道路などハード面のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策の取組強化に向けて、「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（以下、「本構想」という。）を令和4年3月に策定しました。

この度、本構想の実現に向けて、道路管理者が実施する道路のバリアフリー化の事業内容や事業期間等を定めた道路特定事業計画<sup>(注1)</sup>及び道路関係事業計画<sup>(注2)</sup>を作成しました。

今後は、この計画に基づき、計画的に道路のバリアフリー化を進め、安全で快適な歩行空間の確保を図ってまいります。

### (2) 目標年度

目標年度は、本構想に合わせ、令和8年度とします。

### (3) 取組方針

地形の状況等の制約を踏まえ、

- ・歩道の有効幅員1.5m以上確保できる経路の整備に取り組む。
- ・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設（ベンチ等）の設置等に優先的に取り組む。
- ・歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。

こととします。

また、本事業計画は、「鹿児島市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」に基づいた整備を図ります。

ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、可能な限り基準等に沿った整備を図るものとします。

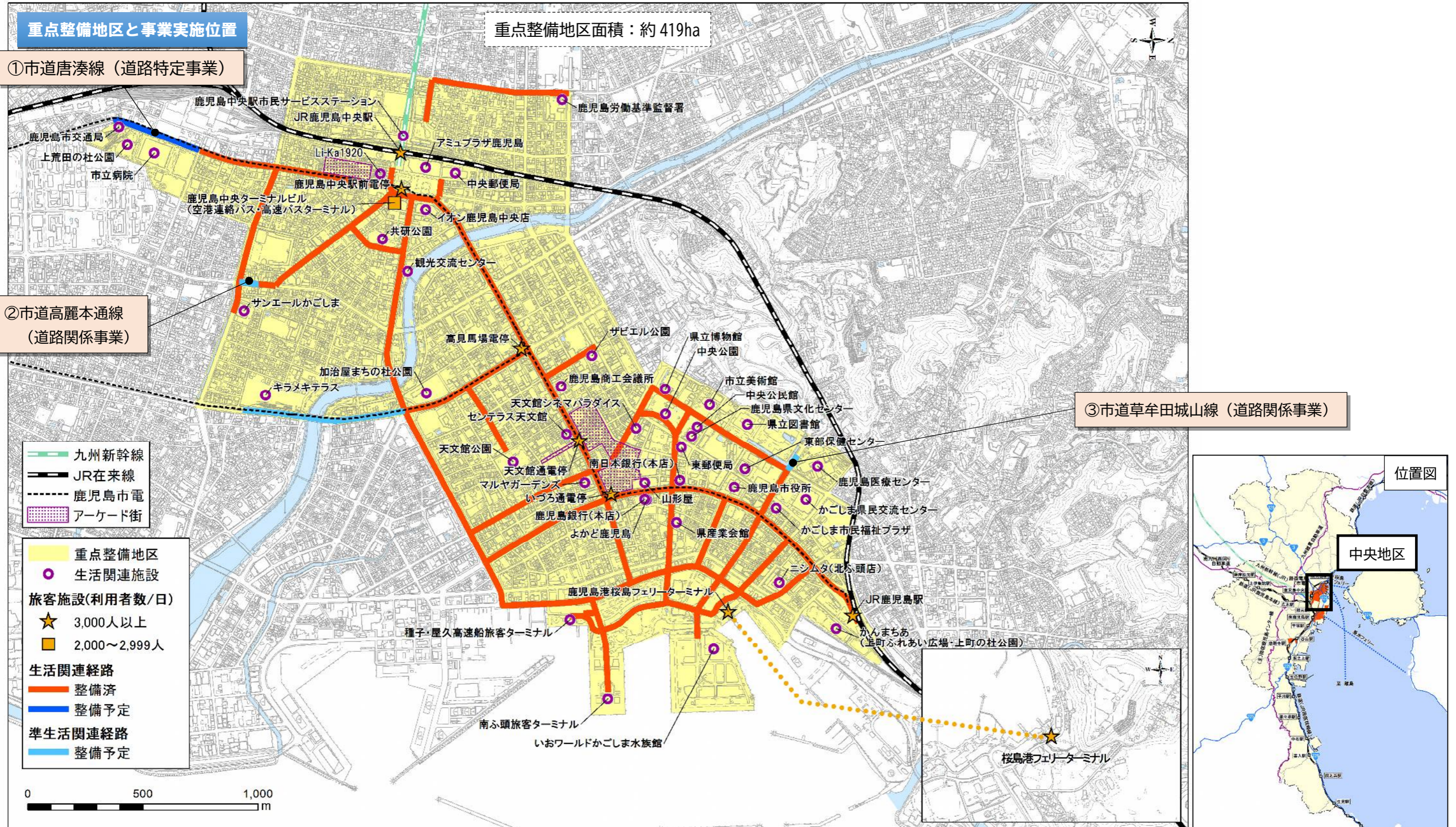
---

注1 バリアフリー法の第31条第1項に基づき策定するもの

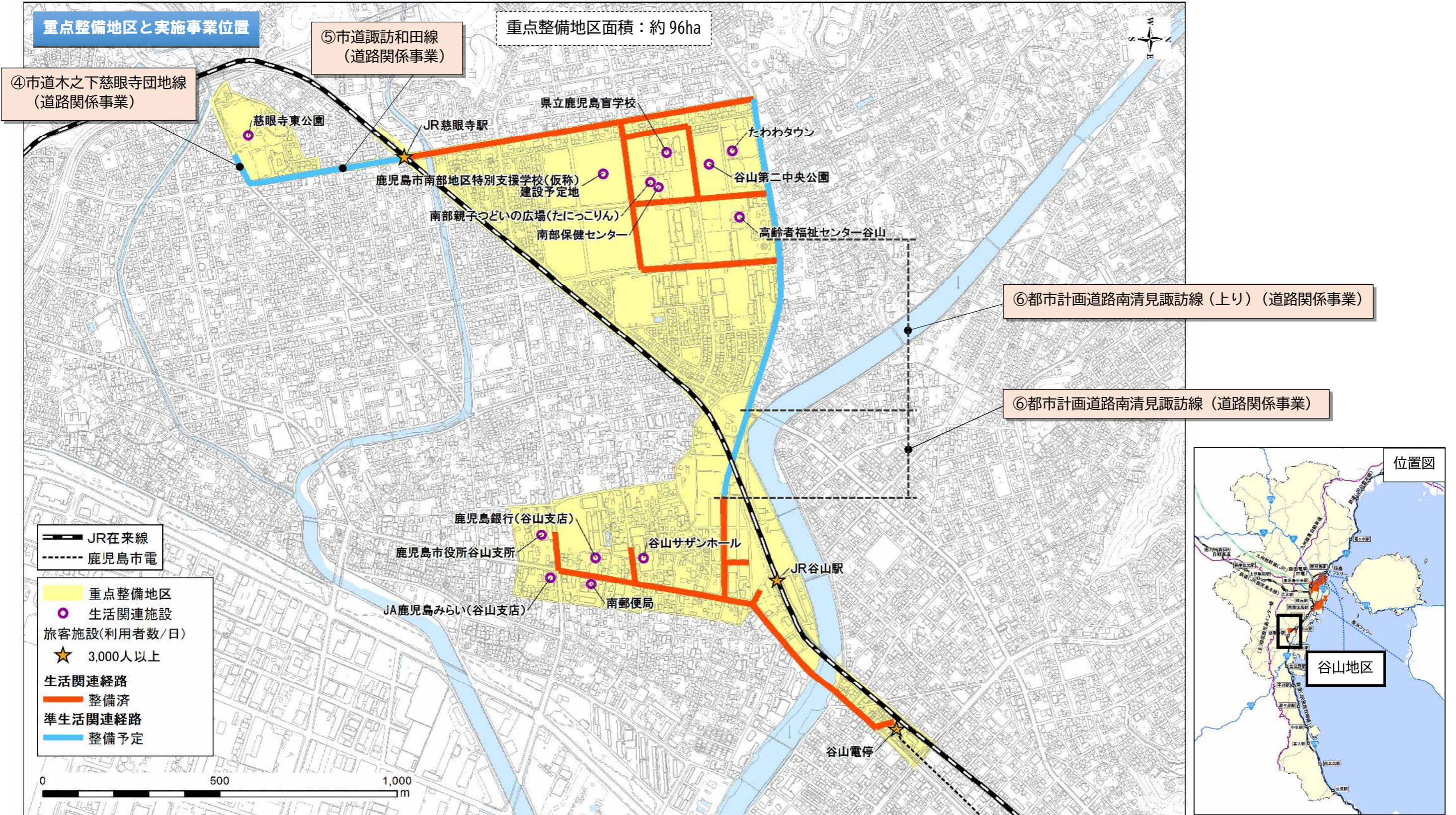
注2 道路特定事業に準じた整備を行う事業を定めるもの

## 2. 重点整備地区と事業実施位置

# 1. 中央地区



## 2. 谷山地区



### 3. 路線別事業計画

# 路線別事業計画

事業実施主体 道路管理者事業者	番号※1	道路名	道路の区間		延長	歩道幅員	事業の内容	事業量 (延長/面積等)	実施予定期間※2			特定事業※3 該 当
			始点	終点					前期	後期	未定	
鹿児島市	①	市道唐湊線（中央地区） 【道路建設課】	上荒田町37-1	上荒田町37-20	0.4 km	3.4 m	休憩施設（ベンチ）の設置	0.4 km		○		○
	②	市道高麗本通線（中央地区） 【道路建設課】	上之園町22-6	上之園町22-16	0.12 km	6.4 m	歩道の段差解消	0.12 km			○	
							視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.12 km				
	③	市道草牟田城山線（中央地区） 【道路建設課】	城山町8-1	城山町8-1	0.06 km	4.9 m	視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.06 km	○			
	④	市道木之下慈眼寺団地線（谷山地区） 【谷山建設課】	慈眼寺町16-8	慈眼寺町16-8	0.09 km	1.5 m	歩道の拡幅	0.09 km				○
							歩道の段差解消	0.09 km				
	⑤	市道諏訪和田線（谷山地区） 【谷山建設課】	慈眼寺町1-1	慈眼寺町16-8	0.43 km	4.5 m	歩道の新設	0.15 km			○	
							視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.15 km				
							休憩施設（ベンチ）の設置	0.43 km				
	⑥	都市計画道路南清見諏訪線 （谷山地区）【谷山都市整備課】	谷山中央一丁目 4259-11	上福元町字惣福前田 3857-25	0.49 km	3~5.5 m	歩道の段差解消	0.25 km	○	○		
							視覚障害者誘導用ブロックの設置	0.24 km				
							休憩施設（ベンチ）の設置	0.24 km				

※1 「重点整備地区と事業実施位置」の道路の番号を示す。

※2 ・前期：令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの

・後期：令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの

・未定：実施予定時期が未定のもの

※3 特定事業：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第2条第1項第25号に規定されている、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等で、移動円滑化（バリアフリー化）のために必要な基準に適合するもの

**【お問合せ先】**

《中央地区に関すること》

鹿児島市建設局道路部道路建設課

T E L 099-216-1404、F A X 099-216-1400

《谷山地区に関すること》

- ・市道木之下慈眼寺団地線及び市道諏訪和田線に関すること

鹿児島市建設局道路部谷山建設課

T E L 099-269-8442、F A X 099-260-4411

- ・都市計画道路南清見諏訪線に関すること

鹿児島市建設局都市計画部谷山都市整備課

T E L 099-269-8435、F A X 099-268-2602